

## 子の看護休暇等の改正等について

### 1 趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、当該改正内容に則った対応を行うために必要な措置を講ずる。

### 2 改正等の内容

#### (1) 子の看護休暇の見直し

ア 休暇取得に係る子の年齢を「9歳に達する日以後の最初の3月31日まで」から「12歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に拡大する。

イ 休暇の取得事由に「学校保健安全法第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事への参加をすること」を追加する。

ウ 特別休暇の名称を「子の看護休暇」から「子の看護等休暇」に変更する。

#### (2) 職員の超過勤務の制限の見直し

子を養育する職員の超過勤務の制限に係る子の年齢を「3歳に満たない」から「小学校就学の始期に達するまで」に拡大する。

#### (3) 仕事と介護の両立のための支援措置

介護離職防止のための勤務環境の整備等を行う。

### 3 条例改正について

本改正等にあたって、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」を改正する。

### 4 施行年月日

令和7年4月1日